

教育委員会定例会会議録

令和7年3月19日（水）

教育委員会定例会会議録

令和7年3月19日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	図書館長 高木直昭
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	香川公民館担当課長兼館長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開催前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案の追加が3件ございます。

資料、議事日程につきましては、事前に配付しておりますので、ご確認願います。

それでは、ただいまから3月定例会を開催いたします。

日程第1、教委報告第7号、いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申について

を議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長　日程第1、教委報告第7号、いじめ防止等のための対策に関する事項につ

いての答申についてについて、学校教育指導課長よりご報告申し上げます。議案書はその2になります。5ページから15ページをご覧ください。

本答申書は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会が、令和5年5月11日付けで、教育委員会より、いじめの防止等のための対策に関する事項について諮問を受け、任期である2年間にわたる調査研究の結果としてまとめたものでございます。

6ページの答申書の目次をご覧ください。答申書の内容につきましては、会議の開催経過、今期の取り組み、提言の三部構成となっております。

9ページからの2、今期の取り組みについて、続いて、3、提言について、示されております。本答申書につきましては、茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会で提示をさせていただいた後、各小中学校に送付するとともに、市のホームページに掲載し、市民への周知を図っていく予定でございます。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委報告第7号、いじめ防止等のための対策に関する事項についての答申についての報告を終了いたします。

次に、日程第2、教委報告第8号、動産の取得に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長　日程第2、教委報告第8号、動産の取得に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書その2になります、16ページ及び17ページをご覧ください。

本案は、令和 7 年度中学校教科書改定に伴う指導者用教科書及び指導書の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第三条の規定に基づき、16 ページ及び 17 ページにお示しするとおり、専決処分したものでございます。令和 6 年度の教育委員会臨時会において採択していただいた令和 7 年度使用中学校の教科用図書につきまして、指導者用の教科書及び指導書の必要数分を主として購入し、各中学校に配備いたします。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 2、教委報告第 8 号、動産の取得に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することいたします。

次に、日程第 3、事務報告、定期監査の結果について（教育総務部、教育推進部、小・中学校）を議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 日程第 3、事務報告、定期監査の結果について（教育総務部、教育推進部、小・中学校）につきまして、教育総務部長よりご説明申し上げます。

議案書は 3 ページから 23 ページでございます。

今回の定期監査は、教育総務部教育推進部及び小中学校の事務処理につきまして、令和 5 年度に予算の執行及び所管業務等の財務に関する業務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施されたものでございます。令和 6 年 11 月 27 日に教育総務部、令和 6 年 11 月 28 日に教育推進部、令和 6 年 10 月 11 日から令和 7 年 2 月 7 日まで小・中学校の監査が実施され、結果としましては、予算の執行及び所管業務等、財務に関する事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められたとのことでございます。

主な注意事項といったしましては議案書のとおりでございますが、適正な措置を講じるように求められた指摘事項につきまして、教育総務部で2件、教育推進部で1件ございました。

8ページをお開きください。

教育総務部の措置を講じるよう求められた指摘事項ですが、教育総務課において、学校司書会計年度任用職員につきまして、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則及び勤務条件確認書と異なる運用をしており、その結果、費用弁償に過払いがございました。このことについては、措置状況等のとおり、今後、校長及び各学校司書会計年度任用職員に対し、例規の説明等をする機会を設けていくこととしました。

なお、過払いのあった費用弁償については、返還をしていただくこととしております。

次に10ページをお開きください。学校教育指導課において、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償につきまして、計算誤りによる過少払いがありました。小学校に勤務する会計年度任用職員について、勤務日数の修正がございましたが、反映されなかつたため、過少払いとなつたことから、今後は各学校へ修正等があった場合は速やかに報告するよう周知していくこととしたしました。

なお、未払い分については、12月分の支払額に上乗せして支払うことといたしました。

続いて教育推進部です。18ページをお開きください。

社会教育課において、指定重要文化財等保存修理費等補助金につきまして、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に関わる補助金要綱と異なる運用をしておりました。今後につきましては、手続きを再確認するとともに、事務処理要綱を作成して、再発防止に努めることとしております。

措置を講じるよう求められた指摘事項のほか注意を受けた事項については、軽微な指摘事項ではあるとはいえ、積み重ねると、大きな誤りになる可能性も否めません。

予算の執行等においては、予算説明会等の機会をとらえて意識づけを行うとともに、今後も一層学校と教育委員会事務局が連携し、事務処理や所管業務の適正化に向けて努力して参ります。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3、事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題につきましては、予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。

傍聴の皆様は申し訳ございませんが、ご退席願います。

それでは日程第4に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

〔事務連絡〕

午後3時10分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和 7 年 3 月 19 日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員